別添

１．経緯

（経緯については、別紙１のとおり）

２．不適切事案に対する再発防止策

（概要については、別紙２のとおり）

（１）３電力会社に取組を命じる再発防止策

３電力会社からの報告を踏まえ、不適切事案の再発防止を徹底するため、以下の措置を電力会社に命じる。

① 水利使用に係る適正性の確認体制の整備

組織横断的かつ責任の所在が明確となる体制を１か月以内に構築し、各年度ごとに当該確認体制の実効性を報告すること

② 河川法令の遵守意識の徹底

各年度ごとに、研修等の実施計画を策定し、前年度の実施状況を合わせて報告すること

③ 河川法令手続きに係る事前相談の徹底

不適切事案の再発防止と河川管理者との意思疎通の確保のために、事前相談を徹底するとともに、工事計画、工事実績、工事履歴、報告データに係る測定予定表等を国土交通省に報告すること

④ 定期的な自己点検の実施

外部専門家を含めた体制により再発防止策が適切に実施されているか否か等について自己点検の上、国土交通省に定期的（原則５年間ごと）に報告すること

（２）上記（１）の取組を徹底させるための国土交通省の取組

各電力会社に取組を命じる再発防止策とあわせ、国土交通省においても以下の措置に取り組む。

① 法令遵守の指導強化

河川法令の遵守のための指導を強化する。その一環として基本的な事例集等参考となる情報を提供。

② 不定期検査の実施

検査・監督の強化のため、いわゆる抜き打ち的に行う不定期検査を実施。

③ データ報告の厳格化

取水量等のデータ報告の内容の真正性を担保するため、今後の報告を河川法第78条に基づくものとする。

④ 再発防止策のフォローアップ

報告内容等の精査を通じ、各電力会社の再発防止策のフォローアップを実施

３．重大な違反事案に対する処分方針

＜報告データ関係＞

（１）ダム堤体の安全性に係るデータ

【事案】

東北電力㈱　新水ケ瀞発電所（水ケ瀞（ﾐｽﾞｶﾞﾄﾛ）ダム、揚圧力等）　：別紙３

【事案の概要】

ダムに関し、水利使用規則で報告を求めている堤体の安全性に関わるデータを長期間にわたり改ざんした。

【処分】第三者による堤体の安全性点検等

ダムの適正管理のための点検、職員研修等を内容とする自己点検計画を策定し、国土交通省に提出するよう命ずるとともに、今後１０年間を検証期間とし、第三者による堤体の安全性点検を行い、その結果を報告する。

また、本件の経緯・内容について、関係公共団体及び関係河川使用者に対する説明とその結果報告をあわせて命じる。

（２）取水量上限設定プログラム（リミッター）設置関係　：別紙４

【事案の概要】

水利使用規則において取水量の報告を求めているにも拘わらず、東北電力及び電源開発は、許可最大取水量以上の取水があった場合にも許可最大取水量以内として記録するという不適切なプログラムを設置した。

【処分】早期解除等

プログラムの早期解除と解除までの間の取水量報告の適正性確保のための措置等を内容とする是正計画の提出等を命ずる。

＜その他＞

上記の監督処分を行う違反事案以外のものについては、次のとおり河川法第78条第１項に基づき、今後の適正な管理に必要な報告の徴収を行う。

① 冷却水、雑用水の取水については、これまでに取水停止等の指示を行い、不適切な状態を是正してきたことから、今後、是正計画の提出を求め、施設の除却、許可変更の手続等、事案に応じて対応していく。

② 河川法第26条第１項の許可を得ずに工作物の改築等を行ったものについては、現況図面・写真等の提出を求め、引き続き精査を進めつつ、施設の安全性に問題のないものについては、厳重注意とする。

③ 堆砂量の報告データの不適切な取扱いについては、事案の内容が施設の安全性に直接関わらないことから、厳重注意とし、今後の測量計画の報告を求める。

４．再発防止策フォローアップ委員会（仮称）の設置

水力発電をめぐり、多数の不適切事案が判明したことを踏まえ、水力発電に関する不適切事案に係る再発防止策のフォローアップを行い、再発防止策の効果検証、発電水利の課題の検証、河川管理者の監督体制のあり方等について検討するため、有識者を含めた再発防止策フォローアップ委員会（仮称）を河川局内に設置する。